

キャッシュカード振込機能の利用制限について (振り込め詐欺被害防止対策)

お客様各位

平素は格別のお引き立てを賜り、厚くお礼申し上げます。

近年、岡山県内において、ATMに不慣れな高齢者を誘導して、預金を振り込ませる振り込め詐欺（還付金詐欺）が多発しており、被害が急増してまいりました。

当金庫では、こうした被害を防止するための緊急対策として、平成29年4月3日より、岡山県警の要請のもと下記のとおり、キャッシュカード振込機能の利用制限を実施させていただきます。

何卒、ご理解のほどよろしく申し上げます。

記

【緊急対応の内容】

次のお客様はキャッシュカードによる**ATM振込**ができなくなります。

(1) 対象となるお客様

- ①平成29年2月末を最初として、2月末現在で70歳以上、かつ過去3年間にキャッシュカードによるATM振込のご利用のないお客様。(平成29年4月3日実施済)
- ②今年、新たに対象となるお客様は、平成30年2末日現在で**70歳以上**のお客様、かつ平成27年1月1日から平成29年12月31日までの**過去3年間にATM振込のご利用実績のない**お客様

(2) 平成30年度の対応開始時期

平成30年4月2日(月)より

(3) お振込をご希望のお客様

平日の営業時間内に当金庫の窓口へお申し出ください。本人確認の上、お振込を可能とさせていただきます。その際には、口座のお届け印と本人確認書類をお持ち下さいますようお願いいたします。

なお、キャッシュカードによるお預入れやお引出しは、従来通り可能です。

以上